

令和4年8月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	令和4年8月25日(木)午後3時30分	
会議場所	阿見町立中央公民館 集会室	
出席委員	出席者 委員 中島 雅己 委員 岡田 治美 委員 湯原 敦子	欠席者 教育長 立原 秀一 委員 小林 和裕
委員以外の出席者	教育部長、学校教育課長、生涯学習課長補佐、中央公民館長 図書館長、給食センター所長、予科練平和記念館長、学校教育課主任	
議 題	報告第13号 阿見町予科練平和記念館運営協議会委員の委嘱の専決について 議案第41号 令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について 議案第42号 阿見町立学校再編計画について 議案第43号 阿見町人材育成海外留学奨学補助金交付規則の一部を改正する規則について 議案第44号 令和4年度阿見町一般会計補正予算案(教育費)について 令和4年8月教育業務報告及び9月教育業務予定	
傍聴者	0名	
議 事 概 要		
事務局	定刻となりましたので、始めさせていただきます。 本日の教育委員会ですが、立原教育長が諸般の事情により出席できませんので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、職務代理者の中島委員に議事進行を務めていただきます。よろしくをお願いします。	
職務代理者	それでは阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより令和4年8月教育委員会定例会を開会します。 まず会議録の確認ですが、7月教育委員会定例会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。	
委員	異議なし。	
職務代理者	次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、岡田委員を指名します。よろしくお願いたします。	

	<p>それでは審議事項に入ります。はじめに報告第13号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○報告第13号 阿見町予科練平和記念館運営協議会委員の委嘱の専決について</p> <p>資料1ページをご覧ください。非常勤特別職の阿見町予科練平和記念館運営協議会委員について、その委嘱を専決させていただきました。委員は10名で、内4名が新任です。</p> <p>報告は以上です。</p>
職務代理者	<p>ただいま事務局より、報告第13号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>この協議会はどれくらい前から続いている組織なのでしょうか。</p>
事務局	<p>当館開設以来、続いている協議会です。</p>
委員	<p>任期が7月1日からですが、4月1日からではない理由があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>この協議会は毎年7月に1回目の会議を開催します。4月1日付の委嘱となると、実際の協議会開催まで3か月以上も期間が空いてしまいますので、開催時期に合わせた委嘱期間としています。</p>
職務代理者	<p>協議会は年2回開催でしょうか。</p>
事務局	<p>基本的には年2回を予定していますが、委員の皆様には必要に応じて館の運営状況をご説明したり、検討事項が生じた際にはご相談したりしています。</p>
職務代理者	<p>他にご質問はありませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、報告第13号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
職務代理者	<p>異議なしと認め、報告第13号については承認されました。</p> <p>次に議案第41号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第41号 令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について</p>

	<p>資料3 ページ及び別紙資料をご覧ください。個人情報となりますので、別紙資料は終了後に回収させていただきます。</p> <p>要保護及び準要保護児童生徒の認定については、阿見町就学援助規則により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する制度です。</p> <p>今回は追加分となります。認定者12名の内、過去に書類不備で不認定となった者については、書類が整ったことから日付を遡って認定を行います。その他については申請月からの認定となります。</p> <p>説明は以上です。承認をよろしくお願いします。</p>
職務代理人	<p>ただいま事務局より、議案第41号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>一度不認定となった方は遡れるということでしょうか。</p>
事務局	<p>今回、4月認定となっている方については年度初めに申請をいただいていたのですが、書類に不備があったため認定できませんでした。書類が揃ったことから申請月に遡って、認定させていただきました。</p>
職務代理人	<p>他にご質問はありませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、議案第41号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
職務代理人	<p>異議なしと認め、議案第41号については承認されました。</p> <p>次に議案第42号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第42号 阿見町立学校再編計画について</p> <p>資料4 ページをご覧ください。本件は5月定例会でご説明しました、あさひ小と本郷小の通学区域見直しを行うための学校再編検討委員会について、その答申の承認を求めるものです。</p> <p>本郷二丁目及び上本郷の一部地域については、あさひ小開校以来、居住時期によって通学校を分ける特例を敷いており、その見直しを検討するための再編検討委員会を7月から2回開催しました。その答申を8月10日付で委員長より受領しています。</p> <p>答申内容は2点あります。1点目は、本郷二丁目及び上本郷の一部地域の通学区域について、平成29年8月31日を基準日とする特例を今年度限りで終了し、あさひ小の通学区域とすること。2点目は、あさひ小から本郷小への学校再編を理由とする指定校変更を今年度限りで終了することです。</p>

<p>職務代理者</p>	<p>2点目についてはただし書として、当該地域から指定校として本郷小に通学している児童とその兄弟等及び今年度末までに本郷小への指定校変更を許可した児童とその兄弟等については、引き続き指定校変更を認めることとしています。</p> <p>特例の終了により当該地域の指定校は本郷小からあさひ小に変わるため、現在本郷小に通学している児童の兄弟等は引き続き本郷小に通学できるよう指定校変更で許可をし、また、あさひ小の通学区域から本郷小に通学している児童の兄弟等についても同様の事情により許可するというものになっています。</p> <p>説明は以上です。答申について、承認をよろしくお願いします。</p> <p>ただいま事務局より、議案第42号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>質問ではありませんがよろしいでしょうか。この再編検討委員会については、2回目を傍聴いたしました。1回目の様子が分かりませんので思い違いもあるかもしれませんが、感じたことがありますので、次回以降のこういった審議会では検討していただきたいと思うことがあります。</p> <p>まず委員のメンバー構成について、今回の実際の当事者は本郷二丁目と上本郷の方々だと思います。その方々がメンバーにもう少しいてもいいのではないかと思います。もちろん、あさひ小学区のことですので、あさひ小の色々な地区から参加していただくのは良いことだと思いますが、やはり直接関わるのは本郷二丁目と上本郷の方々です。本郷二丁目から本郷小に通っている児童と同じ登校班に入る一区の方など、そういった方々には関係がある、関心の高い内容だと思うんです。</p> <p>でも、それ以外の方にとっては恐らくそこまで影響がない、特に意見はないになってしまうというか、外部から、外から見ての意見ももちろん必要ですが、自分のこととしてはあまり関係がないとなってしまいます。</p> <p>直接関係のある人となない人の人数配置が同じですので、関係のある区長一人が意見をしても、そうですよねとなる方が他にいませんので、気持ち伝わり辛いというのをすごく感じました。私はその区長と同じ地区ですので、区長の意見に同感しながら色々なことを思いました。</p> <p>そういったことが他の地区から別の議題が出てしまう原因にもなったのではないかと思います。議論の方向がずれてしまった場面もありました。直接関わる方々には重要な、知らなければならないことですから、もう少し幅広く人を選んでも良かったのではないかと感じました。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。私自身も初めて再編検討委員会に参加しましたが、温度差があるのは感じました。今回、関係性が高くても委員を辞</p>

	<p>退された地区もありましたし、この話題には触れたくないという方もいらっしゃいました。色々な事情はあると思いますが温度差があったのは事実ですので、今後こういった審議会設置の際は考慮しながら、人選をしたいと思います。</p>
職務代理人	<p>他にご質問はありませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、議案第42号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
職務代理人	<p>異議なしと認め、議案第42号については承認されました。</p> <p>次に議案第43号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第43号 阿見町人材育成海外留学奨学補助金交付規則の一部を改正する規則について</p> <p>資料6ページをご覧ください。本件は7月定例会で一度不承認となりましたが、改めて例規審査と修正を行いました。前回からの変更点としては、ご指摘をいただいた高等学校、大学、高等専門学校をまとめた表記を「学校等」に修正しています。</p> <p>説明は以上です。承認をよろしくをお願いします。</p>
職務代理人	<p>ただいま事務局より、議案第42号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>前回気付かなかった箇所で見るところがあります。申請に必要な添付書類として、「学校等に在籍する者は学校等の長又は担当教授等が発行する推薦書又は在学証明書」とあります。</p> <p>この推薦書ですが、推薦書の内容が選考に関係ないのであれば、在学証明書の方が公的文書としてしっかりと効力があると思います。学校長が記載した推薦書であればよいと思いますが、一般教授の推薦書については要件を満たしているのでしょうか。</p>
事務局	<p>たしかに公的文書としては、一般教授の推薦書は弱いと思います。在学証明書は学校長名で発行するものですので、公的文書としてはより効力があるとは思いますが。</p>
職務代理人	<p>逆に現行規則が推薦書だけになっていますので、少し弱いのではないかと感じました。個人的な意見になりますが、在学証明書だけでもいいのではないのでしょうか。</p> <p>他の委員のご意見も伺えればと思いますが。</p>

委員	<p>推薦書の重さがどのくらいのものなのかは分かりませんが、どちらが良い、悪いというのは分からない部分ではありますが、在学証明書だけでいいというのであれば、在学していれば誰でもいいという性質のものになると思います。</p> <p>それとも、その学生個人を見て、この学生ならば補助金を出してでも海外で勉強してきて欲しいというような、ある程度のラインを作って判断するのか、そこが推薦書を必要とするか否かの判断になるのではないのでしょうか。ですので、推薦書も学校長のものならと感じたところがありました。</p>
職務代理者	<p>現行を見ると、校長又は担当教授の推薦書となっています。ここを見ると、推薦書が交付決定の有無にかなり影響を及ぼすと見ることができますが、改正後は推薦書又は在学証明書となっていますので、推薦書は必要ないのではないかという気がします。</p> <p>高校を含めて、学校長が推薦書を書くのであれば公的文書としてしっかりとしたものになると思いますが、学生にとっての担当教授は高校だと担任教諭と同じですので、担任の先生が書いたものを公的文書と同じ扱いができるのかは疑問が残ります。在学証明書及び推薦書であれば問題ないと思いますが、又は、というのはあまり意味がないように感じます。学校等の公印が押されるわけでもなく、単純に人柄だけを判断する書類になりますので、推薦書が交付決定の判断に必要なのであれば、在学証明書も必要ではないかなと思いました。</p>
事務局	<p>推薦書の発行者が誰でもいいわけではないということはおっしゃるとおりかと思います。そうすると、両方あった方が確実だと感じました。</p>
職務代理者	<p>そうすると、卒業した者についての卒業証明書も同じことが言えるのではないのでしょうか。人柄を見るのに卒業証明書だけでは分かりませんが、そこに推薦書があった方が本来は良いと思いますが、そうするとこの補助金申請のハードルがどんどん上がってしまいます。</p> <p>広く募集するものですから、あまりハードルが上がるのは良くないと思います。その辺はどうなのでしょう。</p>
委員	<p>学生については、今のお話があったように両方でよいのではないかと思います。ただ卒業した方については、卒業後にある程度の時間が経って、その期間を経て学校が推薦書を出すというのは意味のないものだと思います。在籍していた時は、その頃は良い学生でした、という証明にしかありませんので。</p> <p>社会に出てからこういうことをしようという意気込みを持っている方々に昔の学校の推薦書が必要となると、私も社会に出てから様々なことに挑戦しましたので、わざわざ学校に行って貰わなければならないの</p>

職務代理人	<p>であれば、挑戦しなかったと思うんです。卒業された後に関しては、推薦書はなくてもいいのではないかと個人的には思いました。</p> <p>それではいかがでしょうか。もう一度、例規審査にかけてもらうのか、それとも「又は」の部分で修正する形で教育委員会の承認をするのが良いのか。差し戻した方がよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>例規審査後の取扱いは担当課判断となりますので、軽微なものであれば、この場で修正の確認をもって承認してもよろしいかとは思いますが。</p> <p>ただ、確実に他の制度や規則等に影響が出ないものという前提はあるかと思えます。</p>
職務代理人	<p>わかりました。もう一度整理したいと思います。</p> <p>現行の改正案では、学校等への在籍者は推薦書又は在学証明書のどちらでも良いとなっています。この場合、在学証明書だけでは人柄を見ることは出来ません。もし、人柄を見るために推薦書もあった方が良くということであれば、推薦書及び在学証明書となります。このどちらかになると思えます。</p> <p>私個人としては、補助金を出すか否かが事務的なもので、書類さえ揃ってれば良いというのであれば、在学証明書だけでいいのではないかと思えます。審議をするために推薦書が必要で、それで判断するのであれば推薦書も必要だと思えます。</p>
委員	<p>推薦書と在学証明書では求めているものが全く違うものだと思います。例えば、小学校から中学校、中学校から高校というように、次に繋げるためのものであれば推薦書も在学証明書も、どちらも必要になると思えます。違う意味合いのものであります。</p> <p>ただ、これは補助金を与える町のスタンスとして、何を求めているかで変わってくると思えます。推薦書か在学証明書のどちらかで良いというのは、私も不思議に感じます。</p> <p>もし人物まで見て優秀な者に、そういう信頼の下にということでしたら両方必要だと思えますが、学校側が必ず推薦書を出せるわけではありませぬので、難しいところだと思えます。</p>
事務局	<p>それでは、再度検討させていただいて、改めてもう一度お出ししたいと思います。町長からはできるだけハードルを下げ、より多くの方に活用してほしいという願いを伺っています。そこも加味しながら精査したいと思います。</p>
職務代理人	<p>わかりました。それでは継続審議として、議案第43号については不承認といたします。</p>

事務局	<p>別の箇所になりますが、様式第1号に保護者という記載があります。未成年だけであれば保護者でもよいですが、成人された方も申請者には含まれますので、この項目の記載が必須であれば保証人といった名称の方が適切ではないかと思いました。検討をお願いします。</p> <p>次に議案第44号について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>○議案第44号 令和4年度阿見町一般会計補正予算案（教育費）について</p> <p>資料11ページをご覧ください。令和4年度第3回阿見町議会定例会に提出する一般会計補正予算案の教育費について記載しています。今回は歳出のみとなります。</p> <p>教育費全体で見ると、全て増額補正になります。主なものとしては、教育総務費の事務局費が職員給与関係経費と事務局事務費で増額、小学校費の学校管理費が学校施設整備事業で増額、中学校費の学校管理費が学校施設整備事業で増額、社会教育費の社会教育総務費が職員給与関係経費で増額、公民館費が職員給与関係経費と中央公民館維持管理費で増額、図書館費が図書館運営費で増額、保健体育費の学校給食費が職員給与関係経費、給食センター運営費、給食センター維持管理費で増額となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
職務代理者	<p>ただいま事務局より、議案第44号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>時間外勤務手当の増額補正が多く、少し気になりました。何か理由があったのでしょうか。これまでは働き方改革で時間外勤務が減っていった経過も見ていましたが。</p>
事務局	<p>時間外勤務手当については、教育総務費の事務局費は学校教育課と指導室、社会教育費の社会教育総務費は生涯学習課、公民館費は中央公民館、保健体育費の学校給食費は給食センターで、それぞれ増額補正を要求しています。</p> <p>時間外勤務手当にはシーリングと呼ばれる、予算要求の限度額があります。新規事業が増えても当初予算の時間外手当が積み上がることがなく、足りなくなった分を途中で補正するというやり方になっています。そのため、事業が増えれば増えた分だけ時間外手当が必要になっても、その分は補正予算として要求しなければなりません。</p> <p>例えば、学校教育課についての事情になりますが、年度当初に役場庁舎から中央公民館への事務局移転作業がありました。また、課内で長期療養を必要とする職員がおり、その者が担当する業務を他の職員が負担しています。他にも、通学区域見直しに伴う学校再編検討委員会の運営、</p>

	<p>本郷小の教室不足を回避するための検討会議や関係各課との調整業務、GIGAスクール構想に伴うICT機器管理や通信環境改善の対応等、様々な課題解決の必要性が生じたために、時間外勤務が増えてしまっている状況です。</p>
委員	<p>働いた分はしっかりと支給するべきと当然思っていますので、多く必要になってしまったことについての不満ではありませんし、その分、しっかりと業務を行っていただければと思います。増えてしまった理由については、今のようにしっかりと説明できるようにしていただきたいと思えます。</p>
職務代理人	<p>給食センター関連の増額補正は、先日の設備故障に起因するものでしょうか。</p>
事務局	<p>いいえ。食材費高騰に対応して、国の臨時交付金を活用して賄材料費に充当する前提で支出金額を増やしています。その分、児童生徒の給食費は据え置きで対応する予定です。学校給食費の増額補正はこの賄材料費がメインとなっています。</p>
職務代理人	<p>他にご質問はありませんでしょうか。 ないようでしたら、議案第44号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
職務代理人	<p>異議なしと認め、議案第44号については承認されました。 次に、令和4年8月教育業務報告及び9月教育業務予定を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>○令和4年8月教育業務報告 1日町教頭会、町教務主任会、2日町外国語教育担当者研修会、3日定例管理職会、文化芸術振興審議会、4日町特別支援教育担当者研修会、5日町教育研究会、9日町議会臨時会、全員協議会、10日子ども会育成連合会意見交換会、16日県民総合体育大会中学校大会優勝者表敬訪問、23日通学路交通安全対策推進会議、24日教員評価面談、25日教員評価面談、教育委員会定例会、29日教員評価面談、予科練運営協議会、30日部課長会議、町議会全員協議会、31日定例管理職会</p> <p>○令和4年9月教育業務予定 2日町校長会、5日町教頭会、6日町議会定例会開会、町教務主任会、7日町議会一般質問、8日町議会一般質問、町教育支援委員会、9日町</p>

	<p>議会一般質問、12日町議会民生教育常任委員会、13日計画訪問（朝日中）、15日町議会予算決算特別委員会、16日町議会予算決算特別委員会採決、20日計画訪問（竹来中）、26日計画訪問（あさひ小）、27日町議会定例会閉会、28日教育委員会定例会、30日定例管理職会</p>
<p>職務代理者</p>	<p>ただいま事務局より、令和4年8月教育業務報告及び9月教育業務予定の説明がありました。ご質問等ございましたらお願いします。 （その他協議事項、連絡事項については下記記載のとおり）</p>
<p>委員</p>	<p>新型コロナウイルスが未だ治まらない状況ですが、9月からの学校は予定どおりでしょうか。まだ国や県は動いていないと思いますが。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在のところ予定どおりです。</p>
<p>事務局</p>	<p>○学校給食アンケートの調査結果考察について 先月も速報としてご説明しましたが、アンケート結果の考察と今後の方針をまとめましたので、改めてご説明いたします。 6月21日から7月8日にかけて、全町立小中学校の児童生徒及び教職員を対象に学校給食に関するアンケート調査を実施しました。全体の味、米飯の味、塩味の濃さ、量、内容の5項目を選択式で、好きな献立、意見感想の2項目を記述式で、各校の実施結果を給食センターで集計しました。 結果としては、全体の味、米飯の味、内容で「とてもおいしい」「おいしい」「とても良い」「良い」を選択した割合は、教職員の米飯の味を除いて95%を超えました。ただ、全体の味より米飯の味の評価が低くなっている状況です。 「まずい」「とてもまずい」を選択した児童生徒は、全体の味で49人、米飯の味で121人に上り、米飯の味で「まずい」「とてもまずい」を選択した教職員の割合は児童生徒の2倍、人数は18人に上りました。 塩味の濃さで「ちょうどよい」を選択した割合は、全区分で80%以上です。量で「ちょうどよい」を選択した割合は、教職員が80%を超えているのに対し、児童生徒は65%と低くなっています。 意見感想は、回答を肯定的内容の「良好」と、改善点や要望等が書かれた「改善要望」の二つに区分したところ、児童生徒・教職員共に「良好」が過半数を占めました。 意見感想については、計403件をいただきました。「良好」な意見は238件で、感謝のコメントが135件、おいしいが64件といった内容です。「改善要望」については165件で、デザート回数増加が18件、献立改善が14件、量が多い又は少ないが14件といった内容</p>

	<p>です。</p> <p>好きな献立については計2,095件の回答をいただいております、お米のタルトが336件、カレーが293件、フルーツポンチが217件でした。</p> <p>考察となりますが、学校給食全体の評価は概ね高く、調理内容を抜本的に改める必要はないと思われまます。ただ、割合は少ないものの米飯の味で「まずい」「とてもまずい」を選択した児童生徒が121人、教職員が18人おり、自由回答の中にも「日によって固いときがある」「焦げが入っていてまずい」との指摘があることから、米飯については検討と対策が必要だと考えます。</p> <p>炊飯の機械については行程が自動化されているため、水につける時間と炊く時の水の量の改善から取り組んでいきたいと思っています。</p> <p>また、前回の説明で米飯の味の評価が低い理由が麦ご飯にあるのではないかというお話をしましたが、それについての考察も行いました。</p> <p>米飯の評価が低かった学校に給食センターで聞き取りを行うとともに、米飯の残飯調査を行いました。</p> <p>学校への聞き取りでは、ご飯が固い、麦ご飯が固い、固まりがある、茶色い、焦げている部分がある、日によって炊き方がまちまち、お焦げが多すぎる日がある、といった意見や、毎日ではなく麦ご飯のときに問題がある、米の味や麦ご飯についての意見はない、お焦げが好きな児童もいる等、まちまちな意見でした。</p> <p>米飯の残食調査については、小中学校で分けて、残食率を麦ご飯の日と麦を混ぜない日の平均値で比較した結果、残食率では麦ご飯の日の方がわずかに低いことが分かりました。</p> <p>これらの結果から、学校の聞き取りでは焦げの発生や麦ご飯に問題があるとの意見をいただいていたが、そもそも麦ご飯を提供する曜日の方が多いため、それ自体に問題があるわけではないと思われまます。そのため、米飯の評価が低い理由はお飯の固さと焦げによるもので、麦ご飯の提供と直接的な因果関係はなく、原因ではありませんでした。今後は、米飯の固さと焦げの対策に取り組んでいきたいと思ひます。</p>
職務代理者	<p>焦げはどうしようもないですね。手は加えられないのでしょうか。</p>
事務局	<p>ラインになっているため、人が調整できるのは水の量と水につける時間のみとなります。まずは水の量を変えて、焦げの減少や固さの緩和に取り組むたいと思ひますが、提供するお飯に影響が出ないよう、徐々に様子を見ながら調整していくことになると思ひます。</p> <p>固いお飯が好きな方もいると思ひますので、高い評価を得ている現状では全面的に変えることは考えていません。評価がより高くなるよう、聞き取りや栄養教諭の情報もフィードバックしながら改善に努めたいと思ひます。</p>

職務代理者	機器メーカーに情報は伝わっているのでしょうか。
事務局	納品業者に確認したところ、先程の対応で考えてもらいたいとの回答をいただいています。
職務代理者	メーカーが推奨する時間などの情報提供があったりしたわけではないのですね。
事務局	はい。メーカーからは、麦ご飯の時は水の量を増やしたりしないと、麦は水の吸収率が米と異なるため、調整が必要ではないかとの話をいただいています。
事務局	<p>○あみスポーツフェスタ2022について</p> <p>今年度、町民運動会を大きく様変わりして当イベントを行います。これまでは行政区の対抗戦という形で競技を行っていましたが、地区の人数差が大きくなり、区長の選手集めも困難な状況で、参加できない区が生まれるといった様々な問題が生じていました。そのため、今年度よりスポーツフェスタという名称で、自由参加型で計画を立てました。</p> <p>イベント内容としては、町内にある6つの団体に協力を得て、ちびっこ相撲、陸上、グラウンドゴルフといった様々な催しを行います。場所は総合運動公園を会場とします。</p> <p>二所ノ関部屋力士や親方、阿見アスリートクラブ在籍選手といった方々の参加も予定しており、大々的に盛り上げていきたいと考えています。</p> <p>駐車場については、町民マラソン大会をベースに考えていますが、より多くの来場者が見込まれるため、中央公民館からのシャトルバスも運行します。</p>
事務局	<p>○予科練平和記念館企画展「霞空100年記念展」</p> <p>コロナ禍で休館やイベント中止が続いていましたが、3年ぶりに企画展を開催することとなりました。今年は大正11年に霞ヶ浦海軍航空隊が開隊してからちょうど100年を迎えることから、当館で所蔵している当時の写真や資料を特別展示します。</p> <p>ご来館をよろしく申し上げます。</p>
職務代理者	<p>他に質問はありませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。</p>

そ の 他 連 絡 事 項 等	
事務局	○次回の教育委員会 9月教育委員会定例会 令和4年9月28日(水)午後3時30分
閉会	午後4時50分

議事録署名 令和 年 月 日

教育長職務代理者 中島 雅己

委 員 岡田 治美